

概要（実績評価書（案）のポイント）

施策目標 I－3－1

医療等分野におけるデータ利活用や情報共有の
推進を図ること

【概要】令和7年度実績評価書（案）（施策目標Ⅰ-3-1）

基本目標Ⅰ：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標3：医療等分野におけるデータの利活用や情報共有等により、利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

施策目標1：医療等分野におけるデータ利活用や情報共有の推進を図ること

現状（背景）

- ・我が国においては、世界的にも類をみない早さで高齢化が進行し、総人口についても長期にわたる人口減少過程に入っているところ、国民の健康寿命の延伸を図るとともに、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、将来世代が安心して暮らしていけるようにしていくことが、今後の我が国の継続的な発展のために不可欠。
- ・こうした中で、保健・医療・介護の情報の利活用を積極的に推進していくことが、個人の健康増進に寄与するとともに、医療現場等における業務効率化の促進、より効率的・効果的な医療等各種サービスの提供を行っていく上で、非常に重要。
- ・他方、医療機関のセキュリティ対策は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、各医療機関が自主的に取組を進めているところ、サイバー攻撃によるシステム障害発生時に備えたBCP（医療サービスを提供し続けるための事業継続計画）の策定状況は十分ではない（特に、300床以下の病院では策定率30%を下回っている）。
- ・また、医学・医療分野のイノベーションを進め、国民・患者にその成果を還元するため、医療等情報の二次利用を進めていく必要がある。

課題

- ・安全で質の高い医療の効率的な提供を目指し、医療機関等間で保健・医療・介護に関する情報を共有するためには、基盤となる情報システムの整備・普及(*)が不可欠。
 - * 医療機関等間で電子カルテ情報の共有を行うための電子カルテ情報共有サービス等の全国的なシステムの整備
医療機関に導入済みの電子カルテの標準規格化
電子カルテ未導入の小規模医療機関に対するクラウド型の標準型電子カルテの開発・整備 等
- ・また、全国の医療機関等で患者の情報を共有するためには、医療等分野のセキュリティ対策を強化していくことも求められている。

達成目標

医療等分野のセキュリティ対策を強化しつつ、保健・医療・介護の情報を関係者間で共有するための「全国医療情報プラットフォーム」を構築し、医療等分野における情報連携を推進する

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 1 全国の医療機関における電子カルテ普及率（一般病院200床以上399床以下）（アウトカム）**
- 2 必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテ導入率（アウトカム）
- 3 全国の医療機関におけるサイバー攻撃を想定したBCPの策定率（一般病院20床以上）（アウトカム）

【概要】令和7年度実績評価書（案）（施策目標Ⅰ-3-1）

総合判定

赤字は主要な指標

【政策目標1：医療等分野のセキュリティ対策を強化しつつ、保健・医療・介護の情報を関係者間で共有するための「全国医療情報プラットフォーム」を構築し、医療等分野における情報連携を推進する】

指標1：△（目標達成率93%）

指標2：－

指標3：◎（目標達成率123%）

【目標達成度合いの測定結果】

③（相当程度進展あり）
（判定理由）

- ・主要な測定指標が「△」となり、他の測定可能な指標が「◎」となったことから、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられる
- ・以上より、上記のとおり判定した。

【総合判定】

B【達成に向けて進展あり】

施策の分析

《有効性の評価》

- ・指標1については、令和8年度の実績値が出ておらず令和5年度の実績値による評価となったため目標に及ばなかったが、医療情報化支援基金によるシステム改修費用等の補助の取組などの取組もあり、令和2年度から令和5年度にかけて電子カルテ普及率（一般病院200床以上399床以下）は約5%増加し目標を概ね達成していることから、全国の医療機関における電子カルテ普及に関する施策が有効に機能していると考えられる。なお、本年夏までに、電子カルテ及び電子カルテ情報共有サービスの具体的な普及計画を策定する予定としており、今後も更なる普及が見込める。
- ・指標3については、関係者に対する各種研修の実施や、医療機関におけるサイバーセキュリティチェックリストの点検を、立入検査要綱に盛り込んだといった要因により、医療機関におけるサイバーセキュリティチェックリストの運用も定着し、遵守事項として浸透していると評価できる。

《効率性の評価》

- ・指標1については、予算の範囲内での執行でありながら基準値（令和2年度実績値）と比較して実績が増加し概ね順調に推移していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
- ・指標3については、予算の範囲内での執行でありながら医療機関におけるサイバーセキュリティチェックリストの点検を、立入検査要綱に盛り込んであることもあり策定率は順調に増加しており、効率的に実施されていると評価できる。

《現状分析》

- ・指標1については、令和2年度から令和5年度にかけて電子カルテの導入数が増加していることから、目標達成に向けて進展があるものと評価しており、引き続き必要な取組を進めていく。
- ・指標3については、策定率が年々増加し、令和6・7年度と目標値を大幅に上回り、総じて、順調に進んでいることから、継続的な周知を進めていく。また、支援に際して、病院側の事務負担の大きさや周知不足についての課題があったところ、周知方法の工夫や事務負担軽減を図ったところである。

次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直しについて）

- ・**指標1・指標2**について、令和8年度冬頃の電子カルテ情報共有については、着実に全国の医療機関における電子カルテ普及という取組が進んでいると考えられ、遅くとも2030年には、おおむね全ての医療機関において、必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指すこととしており、令和9年度以降の目標は、当該政府目標を踏まえ設定する予定である。

サービスの全国的な運用開始に向けて、引き続き準備を進める。加えて運用開始後に向けて、周知広報策や本サービスの普及策についても検討を進めていく。遅くとも令和12年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入がされることを目指し、今後の目標値については、2026年夏までに策定する電子カルテ/電子カルテ情報共有サービスの普及計画において示すこととしている。

- ・**指標3**については、ガイドラインの改定の周知、令和8年度版の医療機関におけるサイバーセキュリティチェックリストでのチェック、医療従事者や経営層等へのセキュリティ対策研修の継続により、引き続き令和12年に90%の策定率を目指し、継続的な周知・支援を進めていく。目標値については引き続き令和12年度90%達成に向けて、段階的に進めていく

医療DXの推進に関する工程表（概要）

基本的な考え方

- 医療DXに関する施策の業務を担う主体を定め、その施策を推進することにより、①国民のさらなる健康増進、②切れ目なく質の高い医療等の効率的な提供、③医療機関等の業務効率化、④システム人材等の有効活用、⑤医療情報の二次利用の環境整備の5点の実現を目指していく
- サイバーセキュリティを確保しつつ、医療DXを実現し、保健・医療・介護の情報を有効に活用していくことにより、より良質な医療やケアを受けることを可能にし、国民一人一人が安心して、健康で豊かな生活を送れるようになる

マイナンバーカードの健康保険証の一体化の加速等

- 2024年秋に健康保険証を廃止する
- 2023年度中に生活保護（医療扶助）でのオンライン資格確認の導入

全国医療情報プラットフォームの構築

- オンライン資格確認等システムを拡充し、全国医療情報プラットフォームを構築
- 2024年度中の電子処方箋の普及に努めるとともに、電子カルテ情報共有サービス（仮称）を構築し、共有する情報を拡大
- 併せて、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係るマイナンバーカードを利用した情報連携を実現するとともに、次の感染症危機にも対応
- 2024年度中に、自治体の実施事業に係る手続きの際に必要な診断書等について、電子による提出を実現
- 民間PHR事業者団体やアカデミアと連携したライフログデータの標準化や流通基盤の構築等を通じ、ユースケースの創出支援
- 全国医療情報プラットフォームにおいて共有される医療情報の二次利用について、そのデータ提供の方針、信頼性確保のあり方、連結の方法、審査の体制、法制上あり得る課題等の論点について整理し検討するため、2023年度中に検討体制を構築

医療DXの推進に関する工程表（概要）

電子カルテ情報の標準化等

- 2023年度に透析情報及びアレルギーの原因となる物質のコード情報について、2024年度に蘇生処置等の関連情報や歯科・看護等の領域における関連情報について、共有を目指し標準規格化。2024年度中に、特に救急時に有用な情報等の拡充を進めるとともに、救急時に医療機関において患者の必要な医療情報が速やかに閲覧できる仕組みを整備。薬局との情報共有のため、必要な標準規格への対応等を検討
- 標準型電子カルテについて、2023年度に必要な要件定義等に関する調査研究を行い、2024年度中に開発に着手。電子カルテ未導入の医療機関を含め、電子カルテ情報の共有のために必要な支援策の検討
- 遅くとも2030年には、概ねすべての医療機関において、必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す

診療報酬改定DX

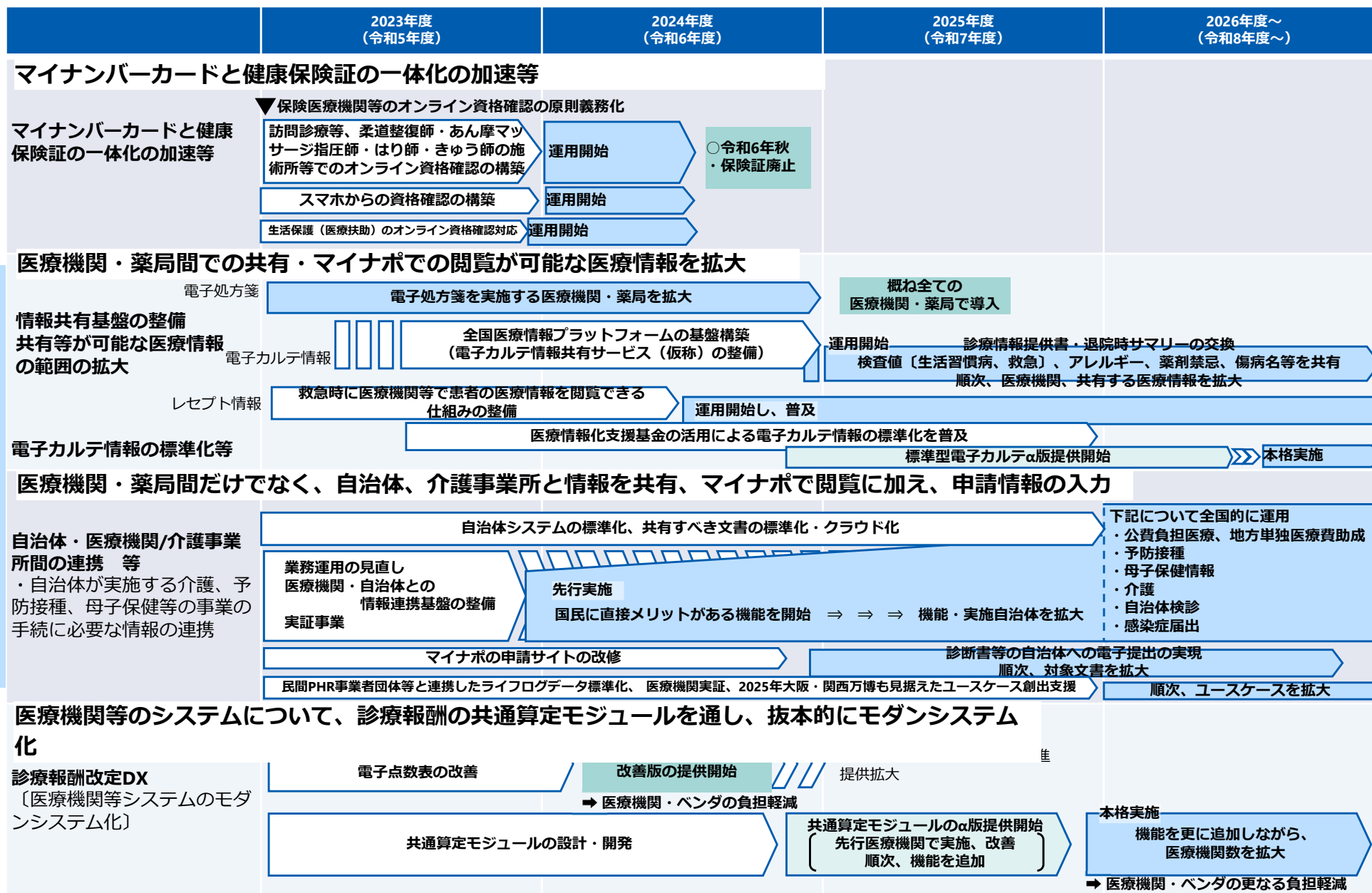
- 2024年度に医療機関等の各システム間の共通言語となるマスタ及びそれを活用した電子点数表を改善・提供して共通コストを削減。2026年度に共通算定モジュールを本格的に提供。共通算定モジュール等を実装した標準型レセコンや標準型電子カルテの提供により、医療機関等のシステムを抜本的に改革し、医療機関等の間接コストを極小化
- 診療報酬改定の施行時期の後ろ倒しに関して、実施年度及び施行時期について、中央社会保険医療協議会の議論を踏まえて検討

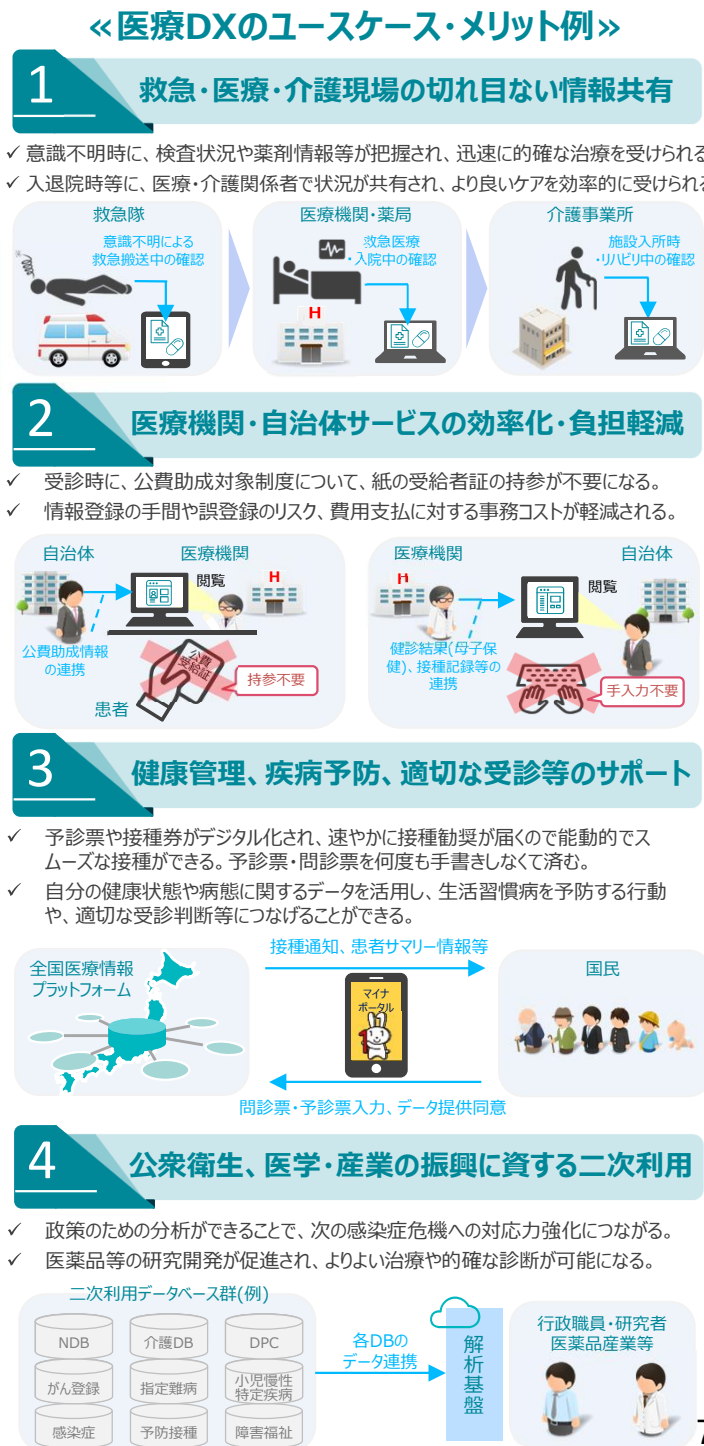
医療DXの実施主体

- 社会保険診療報酬支払基金を、審査支払機能に加え、医療DXに関するシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組
- 具体的な組織のあり方、人員体制、受益者負担の観点を踏まえた公的支援を含む運用資金のあり方等について速やかに検討し、必要な措置を講ずる

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

全国医療情報プラットフォームの構築





電子カルテ情報共有サービスの概要

制度の概要

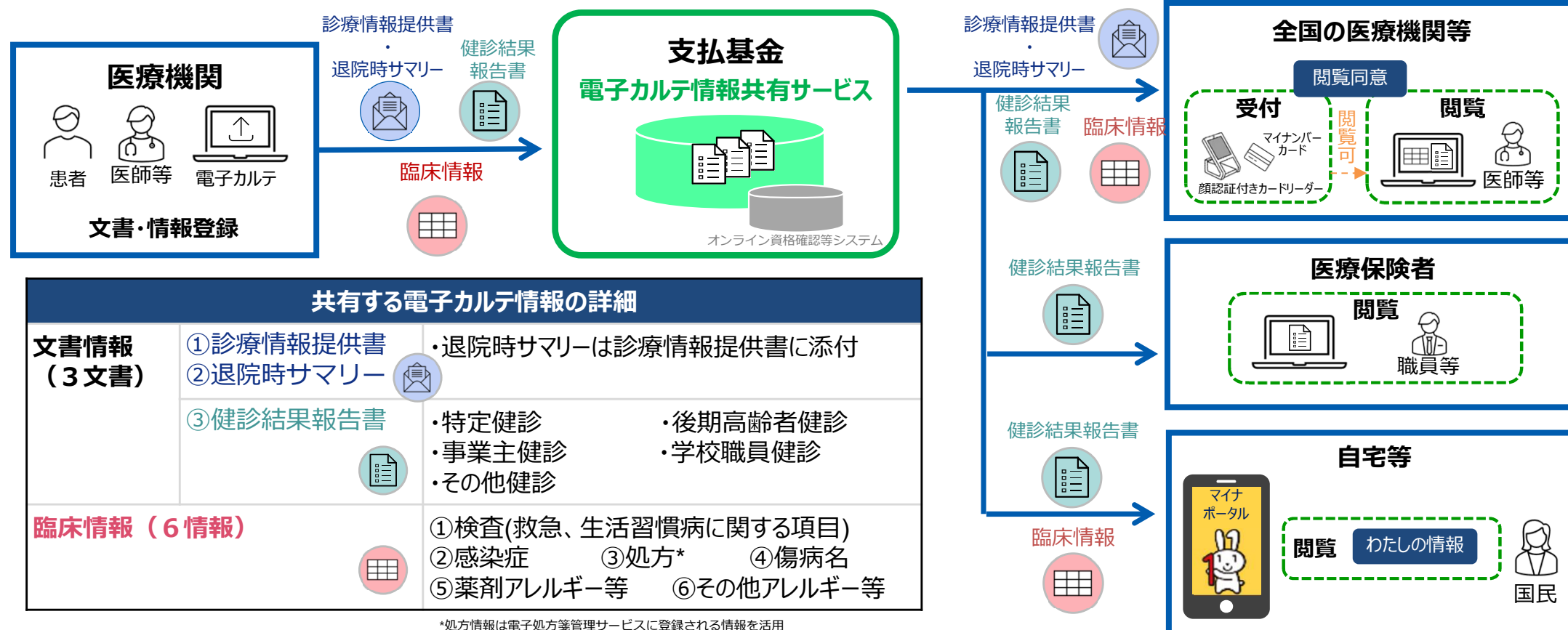
- 全国の医療機関等において、電子カルテ情報を共有・閲覧することができるようにするサービス。
 - ・ 医療機関間で診療情報提供書や検査結果等を電子的に共有。
 - ・ 医療機関から医療保険者に健診結果報告書の情報を提供。
 - ・ 患者が自身のマイナポータルで健診結果報告書等の情報を閲覧。

※ 全国10地域でモデル事業を実施中。

登録

保存管理

取得・閲覧



施策名:全国医療情報プラットフォーム開発事業

① 施策の目的

○国民の健康増進及び質の高い医療の提供に向けて、健康・医療分野のデジタル化を推進する。

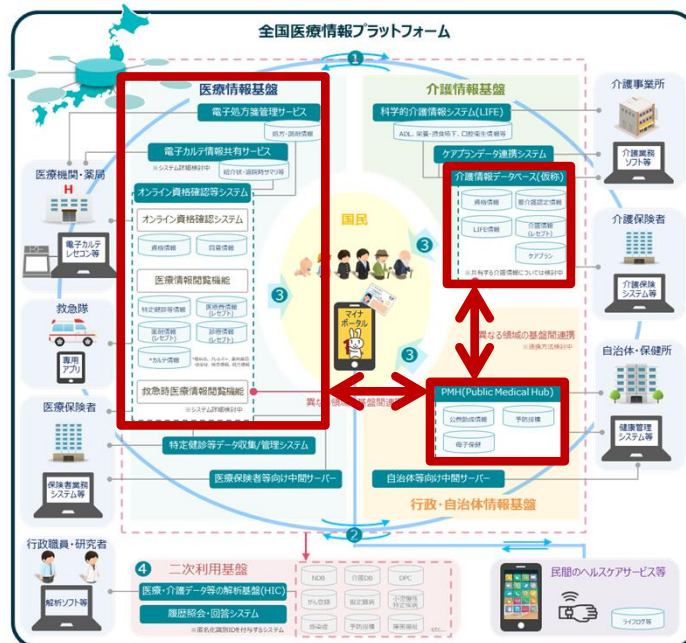
② 対策の柱との関係

I	II	III

③ 施策の概要

- 全国の医療機関・薬局をつなぐオンライン資格確認等システムのネットワークを活用し、電子カルテ情報等を電子カルテ情報共有サービスに登録すること等により、医療機関や薬局等との間で電子カルテ情報等を共有・交換する仕組みを整備し、保健・医療・介護の情報を共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築する。
- 意識不明等で患者の意思確認ができない状態でも医療情報閲覧を可能とする仕組み(救急時医療情報閲覧機能)の更なる機能強化等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



全国の医療機関・薬局をつなぐオンライン資格確認等システムのネットワークを活用し、電子カルテ情報等を電子カルテ情報共有サービスに登録することで、医療機関や薬局との間で電子カルテ情報等を共有・交換する仕組みを構築する。

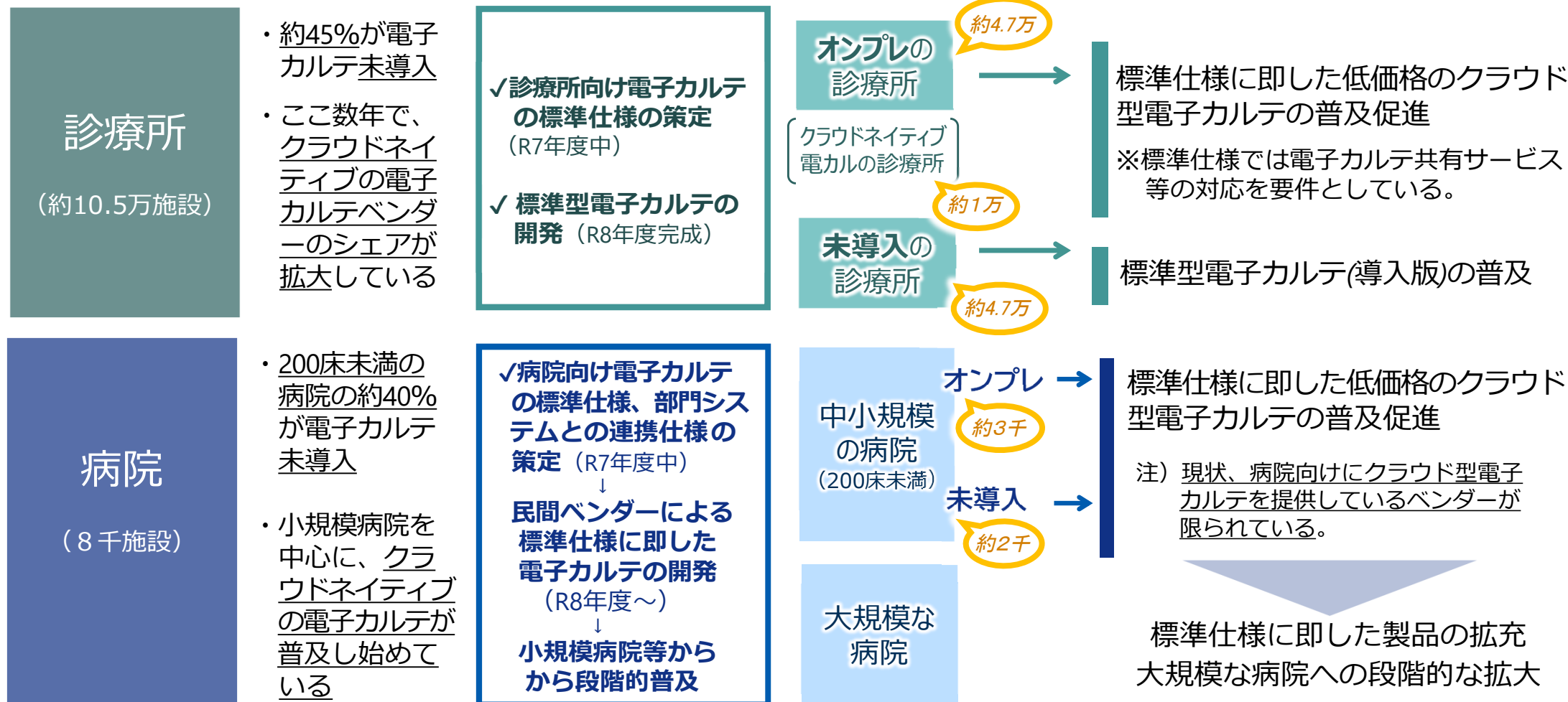
実施主体：社会保険診療報酬支払基金

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

全国医療情報プラットフォームの構築を進めることにより、医療DXの推進とその定着が一層加速することが期待される。

電子カルテシステムの普及に向けた取組の全体像

- 「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」(2023.6.2 医療DX推進本部、医療DXの推進に関する工程表)。
- カスタマイズされたオンプレ型電子カルテから、クラウドネイティブ・廉価なものに移行を図る方針。(注)
- 2026年夏までに、電子カルテ／電子カルテ情報共有サービスの具体的な普及計画を策定する予定。



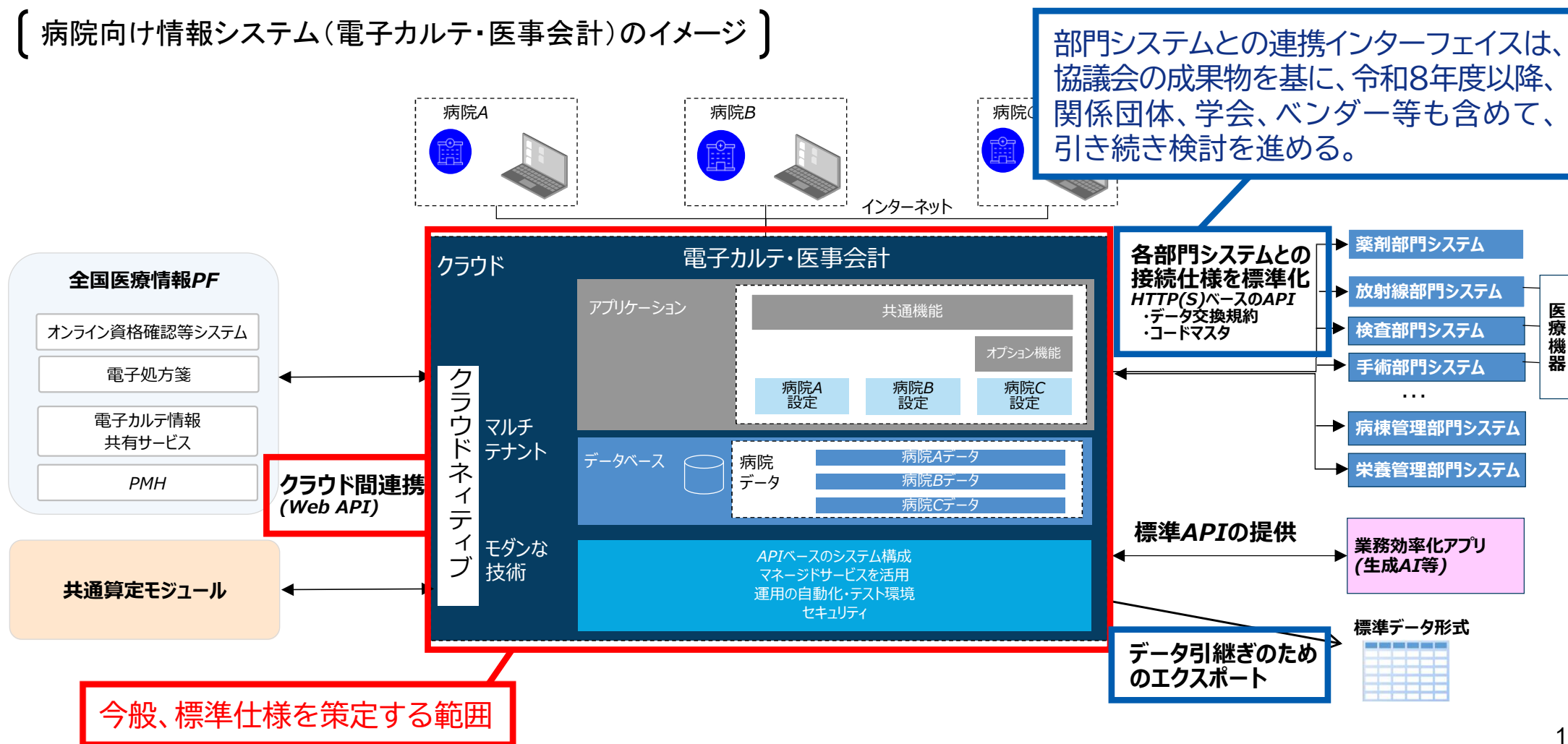
(注) クラウドネイティブ：クラウドの特性・メリットを最大限に活用するために、クラウド上で動作することを前提として設計・開発されたシステム。特に、ここでは、電子カルテの中でも「マイクロサービス(アプリケーション最小化)」、「スケールビリティ(拡張性)」、「マルチテナント型(同一のサービスを複数のユーザーで共同利用する)」等のようなモダンな技術や設計思想を取り入れて構築された製品を指す。

クラウドネイティブな電子カルテ開発に向けた取組【病院】

病院向け電子カルテの標準仕様作成

令和7年度中に病院向け電子カルテの標準仕様を策定し、令和8年度から民間事業者がその標準仕様に準拠した製品を開発することを目指す。その際、ガバメントクラウドの活用を検討。

〔病院向け情報システム(電子カルテ・医事会計)のイメージ〕



医科診療所/中小病院向け電子カルテの標準仕様の概要

- 医科診療所/中小病院向け電子カルテの標準仕様としては、次のような事項を規定。
- 標準仕様に準拠した電子カルテについては、今後、厚生労働省が認証を行うことを想定。具体的な認証制度等については、2026年夏までに検討。

	項目	主な遵守項目
機能要件	政府の医療DXサービス群の対応	次の政府の医療DXサービスに関する技術解説書等に規定された機能を有すること。 ①オンライン資格確認等システム ②電子処方箋管理サービス ③電子カルテ情報共有サービス ※ ②・③については、クラウド間連携が実現してから一定期間内での実装を前提に経過措置を設ける。
非機能要件	可用性	稼働率の実績が99.9%以上であること。
	セキュリティ	① ISMAP、又は、ISMS認証及びISMSクラウドセキュリティ認証を取得したものであること。 ② 第三者機関によるペネトレーションテストを実施し、脆弱性に対する適切な対策をしていること。 ③ 主要なソフトウェアについて脆弱性診断を実施し、脆弱性に対する適切な対策をしていること。 ④ システムを構成する各要素に対し、定期的にセキュリティパッチを適用すること。
	データ保管	①電子カルテの三原則である真正性・保存性・見読性が担保されていること。 ②データを日本国内で保持すること。
	バックアップ	物理的かつ論理的に隔離された別のクラウドサーバ上又は外部メディアに、定期的なバックアップを行う仕様であること。
アーキテクチャ	クラウドネイティブ/モダナイゼーション	① 電子カルテを構成する主なアプリケーションが、ガバメントクラウド対象クラウドサービスを利用したパブリッククラウド環境で稼働すること。 ② 医療機関に提供されるクラウド上で稼働する全てのアプリケーションが、SaaS型であること。 ③ 電子カルテの構成は、マルチテナント方式であること。 ④ 電子カルテを構成する全てのアプリケーションについて、個々のカスタマイズに対応不可能な仕様とすること。 ⑤ 電子カルテを構成するシステムが、GCASガイド「ガバメントクラウドにおけるモダン化の定義」に合致するものであること。
I/F	システム連携	次版以降において設定予定 ※今後の検討に資するための参考資料として、「連携共通仕様(イメージ)一覧」、「電子カルテ部門システム間API個別仕様例」、「業務効率化サービスAPI実装ガイド(令和8年暫定版)」及び「業務効率化サービスAPI一覧(令和8年暫定版)」を示すこととする。
	データ移行	次版以降において設定予定 ※オンプレミス型電子カルテからクラウド・ネイティブ型電子カルテに移行する場合に、電子カルテ間のデータ移行がより効率的に実施できるよう、「共通データ移行レイアウト例」を、「参考」類型として示すこととする。
その他	ガイドライン	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等の各種ガイドラインの関係部分に適合するものであること。
	情報提供・公開	・ベンダーが自ら運営するWebサイト上に、電子カルテの価格(オプション機能に係る価格を含む。)を公開済であること。 ・【病院のみ】ベンダーが自ら運営するWebサイト上に、電子カルテが有する機能の一覧を開示すること。 ・医療機関や部門システムベンダー、移行先システムベンダーから要請があった場合は、連携に必要な事項を開示すること。

※ ガバメントクラウドを利用する場合には、上記のうち、セキュリティ要件①-③・クラウドネイティブ/モダナイゼーション要件には適合しているものとする。

現在、開発中の医科無床診療所向けの標準型電子カルテ(クラウドネイティブ)の中で、国の医療DX対応機能に限定した「導入版」を開発中です。
2026年度中の完成を目指しています。

標準型電子カルテ(導入版)のコンセプト

医療DX対応を中心とした画面構成で、クリック操作を主とする感覚的に使いやすいシンプルな画面設計です。
紙カルテや現行の電子カルテの業務はそのままに、国の医療DXに対応できるようになります:

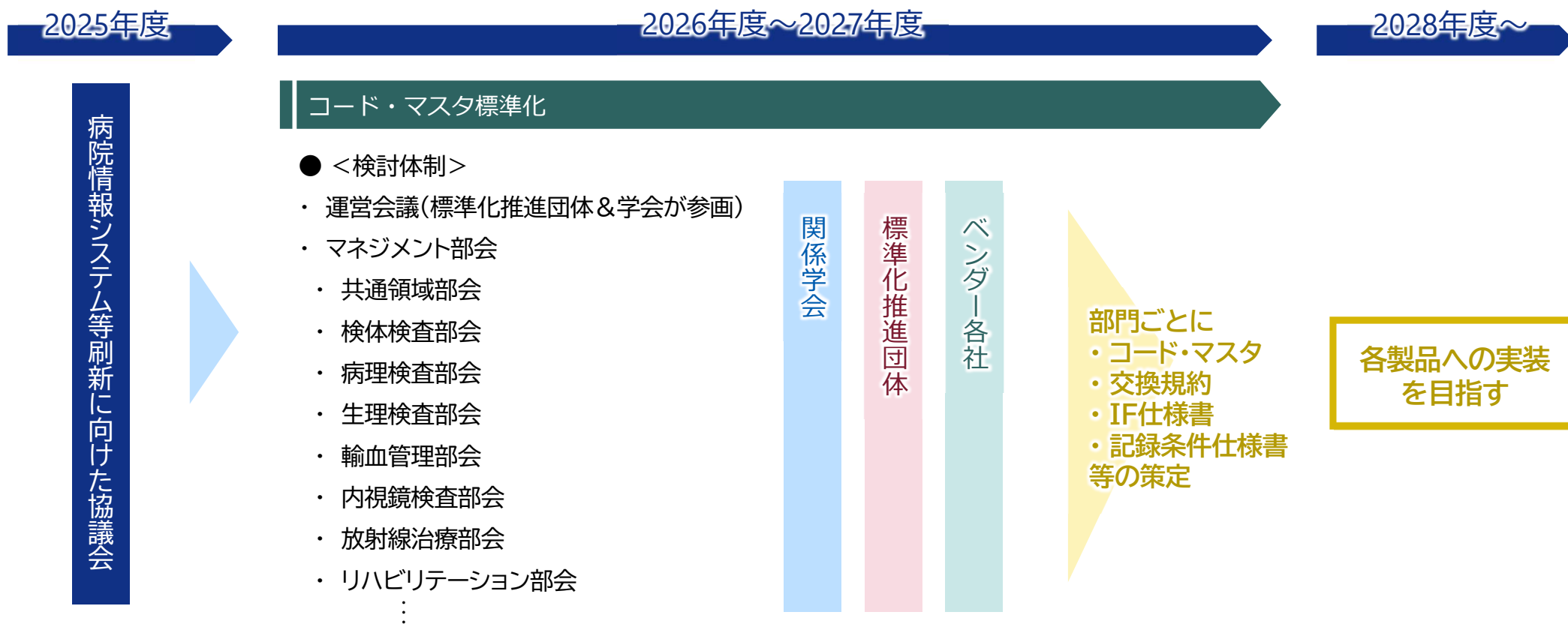
- 電子カルテ情報共有サービスを利用する病院や診療所からの「診療情報提供書」や「検査データ」を本アプリから閲覧可能になります。 ※
- 本アプリに情報を入力すれば、「診療情報提供書」を病院や診療所に送付することや、電子処方箋の発行が可能になります。
- アプリと外注の検査機関を連携することで、自院の「検査データ」を国の電子カルテ情報共有サービスに簡単に登録できます。



▶ 標準型電子カルテ(導入版)完成後、地域の医科診療所の電子カルテ等のシステム提供事業者と連携し、医科診療所における一体的な普及を推進する。

電子カルテ一部門システム標準IFの策定について(イメージ)

- ✓ 2025年度の病院情報システム等の刷新に向けた協議会の成果物を基に、2026年度に、関係団体・学会・ベンダーも含めた部門連携の標準IF策定に向けた検討体を立ち上げ。2027年度末までに、各部門ごとに標準IFの策定を目指し、2028年度以降に、各製品への実装を目指す。



(コード・マスタ標準化において想定される作業手順)

医療現場において使用
される臨床情報の整理

システム間
交換規約の策定

コード(体系)
の策定

必要な情報を付加
したマスタの策定

インターフェース
仕様書の策定

記録条件仕様
定義表の策定

令和8年度当初予算額 83百万円（83百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」において、電子カルテ情報の標準化等の取組を進めることが明記されており、診療の際に必要な医療用語の標準マスター等について、厚生労働省標準規格を整備することにより医療情報の標準化の促進及び共有を進め、もって医療DXの推進に寄与することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 現在、委託事業により維持管理している標準マスターは以下の7つ。

1 標準病名マスター	2 手術・処置マスター	3 臨床検査マスター
4 医薬品HOTコードマスター	5 看護実践用語標準マスター	6 歯科病名マスター
7 歯科手術・処置マスター		
- 各マスターの充実及び電子カルテ情報標準化に伴う、医療機関等からの標準コード実装にあたっての相談対応を行う。



3 実施主体等

委託：公募等により決定する事業者

4 事業実績

◆ 利用状況：52,082件（49,842件）

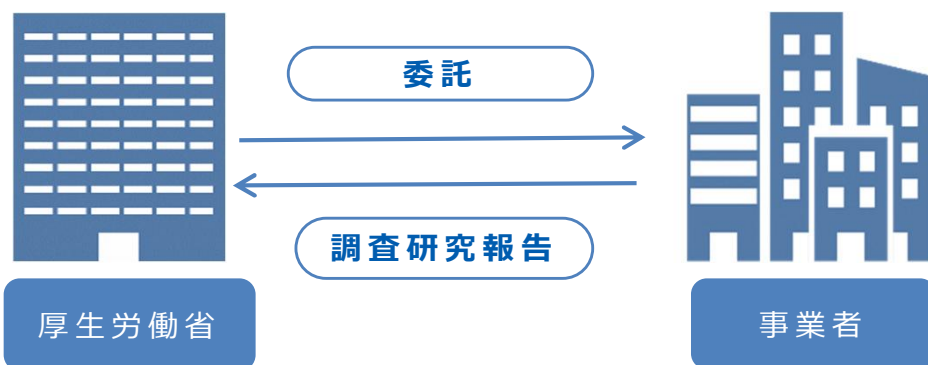
※ 令和6年度医療用語等の標準マスターのダウンロード件数、括弧は令和5年度分

令和7年度予算案 4.8億円（5.3億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

医療DXの推進に関する工程表に基づき、「全国医療情報プラットフォームの創設」等の取組を進めているところ。また、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）においても、「全国医療情報プラットフォームの創設」等の取組を進めることが明記されている。これらに対応すべく、全国の医療機関や薬局との間で電子カルテ情報等を共有・交換する仕組みを構築するために必要な調査等を行う。また、これらの情報を利活用する環境整備等に取り組む。同時に、医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策等を着実に実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



（実施主体） 一般競争入札等により決定する事業者
（対象経費） 委託費（人件費、謝金、旅費など）
（補助率） 定額

3 事業実績

◆ 委託数：5件（7件）

※ 令和5年度委託実績件数、括弧は令和4年度分

令和7年度予算案 1.0億円 (1.0億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医療機関のセキュリティ対策は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、各医療機関が自主的に取組を進めてきているところである。昨今のサイバー攻撃の増加やサイバー攻撃により長期に診療が停止する事案が発生したことから実施した緊急的な病院への調査では、自主的な取組だけでは不十分と考えられる結果であった。
- 医療機関の医療情報システムがランサムウェアに感染すると、保有するデータ等が暗号化され、電子カルテシステム等が利用できなくなることにより、診療を長時間休止せざるを得なくなることから、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策の充実が喫緊の課題となっている。
- 医療機関のサイバーセキュリティ対策の徹底を図るべく、医療従事者や経営層等へのセキュリティ対策研修の実施、及び医療機関においてサイバーセキュリティインシデントが発生した際の初動対応支援を実施することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 研修

委託事業者

講師派遣

研修実施

対面研修

Web研修

e-learning

実践的演習

受講

経営層

初学者・
医療従事者

システム・
セキュリティ管理者

医療機関

院長室

階層別研修

※事業の拡充としては、サイバーセキュリティインシデントに備えた、情報セキュリティ担当者向けの実践的演習の追加である。

(2) 初動対応支援



医療機関

①サイバーセキュリティ事案報告

②初動対応支援
の要否確認

⑤初動対応
結果報告

③依頼

④初動対応支援
・エンジニア派遣
・ヒアリング
・助言



委託業者

厚生労働省

3 実施主体等

委託先：委託事業（民間事業者）

4 事業実績

- ◆ 研修受講者数：約9000人（約3500人） ◆ 初動対応支援数：2 件（3 件）
- ※ 令和5年度実績 ※ 令和5年度実績
- 括弧は令和4年度 括弧は令和4年度

① 施策の目的

医療機関の情報システムがランサムウェアに感染すると、診療機能を維持できなくなる可能性があることから、医療機関におけるサイバーセキュリティ対策は喫緊の課題であり、更なる確保を行う。

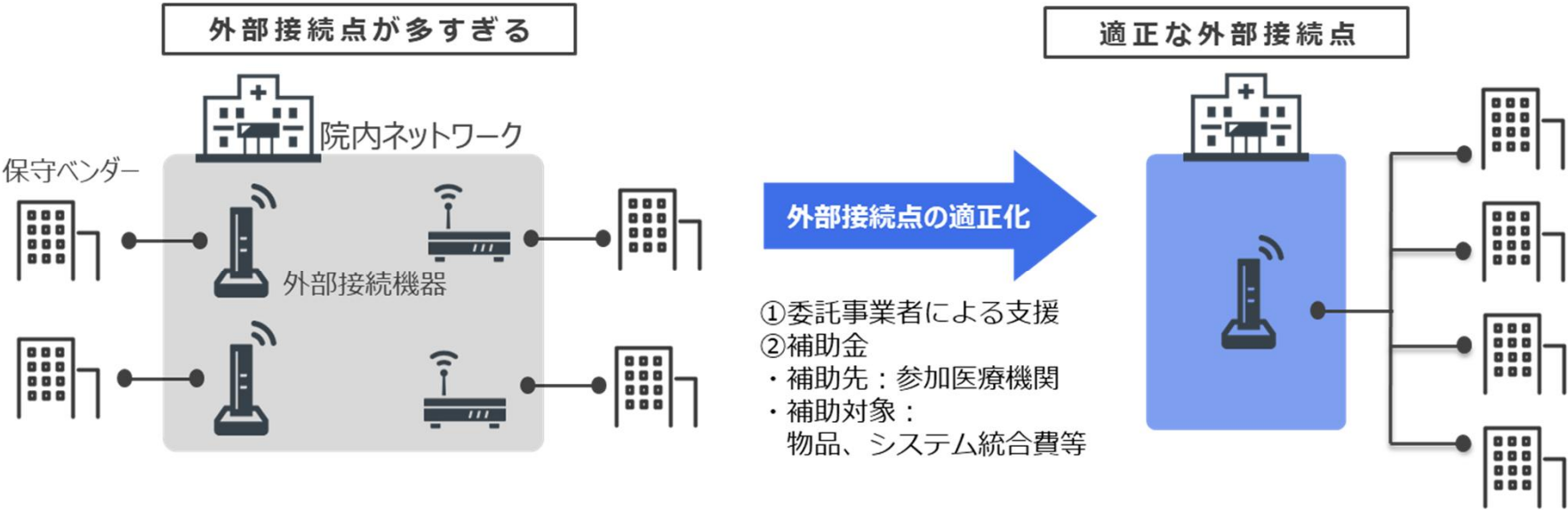
② 対策の柱との関係

I	II	III

③ 施策の概要

R6-7年度に実施した医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業では、全国の電子カルテ導入病院に対し外部接続点の見える化支援を実施したところ、多くの医療機関において外部接続点が多く存在し、管理が困難となっている実情が明らかとなった。本事業では外部接続点が多く存在する医療機関に対して、その適正化まで事業対象を拡充し、維持管理体制づくりの支援をすることで、サイバー攻撃に対する安全性をより一層強化することを目的とする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

外部接続点の適正化により、医療機関は外部接続点のリスク監視と、セキュリティ対策が容易になる。サイバーセキュリティの更なる確保を行う事で、医療DXの推進に繋がる。